

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	廃棄物処理建屋2階（管理区域）内の燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）の点検作業終了後の放射能測定において、作業エリア外の床面（3箇所）に社内基準値を超える放射性物質による汚染（最大約10ベクレル/cm ² ）が認められたため、対応検討	A	1月27日公表済 (PDF 158KB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用送風機（A、B）の点検において、ファンシャフトに許容値を超える摩耗が認められたため、当該シャフトを交換	D	
2	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備の緊急遮断弁作用室素ガス減圧弁に制御動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備の予備減圧弁弁箱と弁蓋接続フランジシールより水素ガスのリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	復水脱塩装置出口サンプル流量計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
5	2号機	主復水器細管洗浄装置（B2）のボール回収器用ドレン弁に閉操作不可（弁棒の空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	廃棄物処理建屋換気系給気処理装置の加熱器出口温度検出器（2台）の点検において、指示値不良が認められたため、当該検出器を修理	D	
7	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（B）用サンプリング弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	計装用空気系一所用空気系の連絡管圧力制御弁用小型圧力計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該小型圧力計を交換	D	
9	4号機	廃棄物地下貯蔵設備用換気空調機室にある制御盤の警報表示用ランプの電球（1個）に破損が認められたため、当該電球を交換	D	
10	5号機	タービン建屋天井クレーンの制御用インバータ装置の点検において、当該装置の故障を示す警報のリセット不可が認められたため、当該装置を修理	D	
11	5号機	タービン建屋天井クレーンの補巻制御用インバータ装置のメモ리카ード（基板）に動作不良が認められたため、当該基板を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	サービス建屋換気空調系排気ファン室の出入口扉用取っ手（内側）の脱落が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
13	6号機	主復水器細管洗浄装置（A1）用循環ポンプ回収器間の配管接続フランジ部の締付けナットに脱落（8箇所中1箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	集中環境施設	廃液乾燥固化系の粉体分離器（B）出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液濃縮装置用復水冷却器（B）の出口導電率計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該導電率計を点検・調整	D	
16	集中環境施設	洗濯廃液収集タンク（B）再循環弁に開閉操作不可（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	その他	構内に設置されている蛇腹ハウス（A棟）の開閉用レール基礎部に損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで